

えひめこどもの城に係る広告ポスター掲示契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、えひめこどもの城（以下「こどもの城」という。）の掲示について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務の内容）

第2条 乙は、別紙えひめこどもの城に係る広告掲示取扱要領に基づき、こどもの城において広告を掲示し、甲に対しその対価を支払う。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって前項の広告の掲示に係る業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

（契約金額及び契約期間）

第3条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 契約金額 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の金額 〇〇, 〇〇〇円）

(2) 契約期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（契約金額の減額）

第5条 乙の責に帰すことのできない事由により広告の掲示期間において当該広告が掲示できなかったときは、その掲示しない1日につき、契約金額を第3条第2号の契約期間の日数で除して得た金額を減額する。ただし、当該広告を掲示しなかった期間が1か月につき1日に満たない場合は、契約金額を減額しない。

2 乙が広告を掲示できない事由が天災、事変その他非常事態の発生によりこどもの城の運営を行わなかったことであるときは、契約金額を減額しない。

（契約金の納付方法）

第6条 乙は、契約金額（前条第1項及び第10条の規定により減額したときは当該減額後の金額）を、甲の発行する納入通知書により令和〇年〇月〇日までに納付しなければならない。

2 乙は、前項の規定により納付期限までに契約金を納付しないときは、当該未払額につき、延滞日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（業務の遂行が困難となった場合の措置）

第7条 乙は、業務の遂行が困難となり、又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

（協議による契約の解除）

第8条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があったとき
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき

2 前項の場合において、乙に生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

(契約を解除した場合の契約金額)

第10条 契約金額は、第8条の規定により契約を解除した場合は減額し、前条の規定により契約を解除した場合は特別の事情があると甲が認めるときを除き減額しない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定により契約金額を減額する場合について準用する。
(損害賠償)

第11条 乙は、その責に帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、この契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(契約の費用等)

第14条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除の後も同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(危険負担)

第17条 この契約を締結した後、広告の掲示開始日までに甲乙双方の責に帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、松山地方裁判所とする。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時広

乙 ○○○○○